

2022年4月 No.18

## <NFT/Web3 Update> 自律分散型組織（DAO）

—その概要、近時の世界的動向と法的課題—

弁護士 殿村 桂司

弁護士 近藤 正篤

弁護士 丸田 颯人

### 1. はじめに

近年、ブロックチェーン技術やスマートコントラクトを活用した Decentralized Autonomous Organization（以下「DAO」といいます。日本語では、「自律分散型組織」又は「分散型自律組織」と訳されることが一般的です。）と呼ばれる新しい組織形態・プロジェクト管理方法に、世界各国で注目が集まっています。

DAO とは、その名称のとおり、リーダーや中央集権的な管理機構を持たないこと（**Decentralized : 分散型**）、プロジェクトの目的に賛同するコミュニティのメンバーが自律的な組織運営（例えば、当該メンバーが定めたルールに基づく運営、当該メンバーの貢献度に応じたインセンティブ設計の導入など）を行うこと（**Autonomous : 自律**）を特徴とする組織形態（**organization : 組織**）を意味します。多数の構成員が参加する組織運営は、従来、中央集権的な管理機構や一定の法制度がなければなし得ないと考えられていたところ、ブロックチェーン技術に基づくスマートコントラクトを活用することで、その課題が技術的に解決可能となったことから、従来の中央集権的な組織に代わるものとして、上記のような特徴を有する DAO の活用が進んでいます。特に、一部のプラットフォーム事業者に権限やデータが集中する結果となった Web2.0 時代からのパラダイム変化としての Web3 時代の新しい組織形態・プロジェクト管理方法として注目されています。代表的な DAO の実例としては、暗号資産であるビットコインやイーサリアムも、ブロックチェーン上で一定のルールに従って運営されている DAO に当たるといえます。DeFi（Decentralized Finance（分散型金融））などの金融分野での活用例が先行していますが、近年は、その他の分野での活用も進んでいます。日本においても、既に、エンターテインメント（映画・アニメなどの制作）、スポーツ組織の運営、地方創生を初めとする各分野において、その活用が期待されています。

他方で、日本においては、現在、DAO 及びそのコミュニティメンバーの法律上の位置付けや課税関係等が不明瞭であるといった問題点が指摘されています。例えば、自由民主党デジタル社会推進本部 NFT 政策検討 PT（座長：平将明衆議院議員）が、2022年3月30日に公表した「NFT ホワイトペーパー（案）Web3.0 時代を見据えたわが国の NFT 戦略」<sup>1</sup>の中でも、「6. NFT ビジネスを支えるブロックチェーンエコシステムの健全な育成に必要な施策」の「(7) 分散型自律組織（DAO）の法人化を認める制度創設」において、次のような提言が行われています。

<sup>1</sup> <https://www.taira-m.jp/2022/03/nft.html> なお、当事務所の遠藤努弁護士と本稿の執筆者である殿村は、このホワイトペーパー（案）を公表した NFT 制作検討 PT のワーキンググループのメンバーとなっています。

わが国においても、上記の世界的な潮流も踏まえた上で、日本法における DAO の法的位置付け、構成員・参加者の法的な権利義務の内容、課税関係等を早急に整理し、DAO の法人化を認める制度の創設（例えば、国家戦略特区を利用した「DAO 特区」、「ブロックチェーン特区」の指定等）を早急に検討すべきである。

そこで、本ニュースレターでは、DAO の概要について確認した上で、DAO を巡る近時の世界的な動向を踏まえ、法的課題に対する分析・検討の視点についての考察を紹介します。

## 2. DAO (Decentralized Autonomous Organization) の概要

### (1) 現在議論されている「DAO」とは何か？（DAO の概要）

DAO に関する日本での議論においては、未だ共通の定義が確立されている訳ではありませんが、上記 1 で述べた、①中央集権的な管理機構の不存在、②コミュニティメンバーによる自律的な組織運営に加えて、③組織運営におけるスマートコントラクトの活用、という 3 つの要素を満たした組織が、DAO として議論の対象になっています。①及び②の要素は、DAO が発行したガバナンストークンの保有者がコミュニティの意思決定を行うことで、実現されます。このガバナンストークンは、流通性が確保されていることが一般的であるため、概念としては、既存の株式に近いものといえます。③の要素は、ブロックチェーン技術に基づいた、組織運営の自動的実行による手続の公正性と、ブロックチェーン上に記録化されることによる手続の透明性の確保だけでなく、組織の効率的な運営にも重要な役割を果たしています。

ここで、「スマートコントラクト」と「ガバナンストークン」という、DAO を理解する上で非常に重要な概念が出てきましたので、具体的に説明します。スマートコントラクトとは、あらかじめ設定されたルールに基づき、人の手を介さずに契約内容を自動で実行する仕組みをいいますが、自動販売機を想像すると、イメージしやすいかもしれません。すなわち、自動販売機は、購入者が欲しい商品を選択し、代金を投入するという（事前に設定された）ルールが満たされると売りが成立し、代金と引き換えに自動的に商品を提供するという「仕組み」を備えた装置であり、このような契約実行の「仕組み」がスマートコントラクトであるということが出来ます。中央集権的な管理機構が存在しなくても、スマートコントラクトによって契約が自動的に実行されるため DAO は活動を行うことが出来るといえます。DAO においては、このスマートコントラクトはプログラムにより実装されますが、そのコードは誰でも閲覧できるものであり、ユーザーを含む第三者から常に検証が可能であるため、透明性が確保されています。

このように、DAO の根幹的な機能を担うスマートコントラクトのアップデート方針を初めとする DAO の方針決定は、DAO の構成員（コミュニティメンバー）、すなわちガバナンストークンの保有者によって決定されます。例えば、あるブロックチェーンゲームの DAO では、ガバナンストークンの保有者は、ゲームの方向性に関していつでも提案書を提出することや、投票に参加することができるようです。投票で最多数を得た提案については、DAO の運営メンバーが実現のために動かさなければなりません。

### (2) DAO を採用することのメリット・デメリット（DAO の特徴）

次に、DAO の特徴を理解するために、組織形態・プロジェクト管理方法として DAO を採用することの、株式会社と比較したときのメリット・デメリットについて概観します。なお、あくまで DAO の特徴を理解するための相対的な比較ですので、例えば DAO のデメリットとして記載している事項の多くは株式会社においても問題となり得るものであり、また、DAO の仕組みを工夫することでそのようなデメリットを解消・軽減することも可能であると考えられます。

	メリット	デメリット
①中央集権的な管理機構の不存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>フラットな組織構造であり、エージェンシー問題（経営と所有の分離による株主と経営者との間の利害対立の問題）が解消される<sup>2</sup>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定に時間がかかる。また、コミュニティの投票が定足数に満たなければ議案を可決できない。</li> <li>（構成員の自主的な参加に委ねられるため）構成員間での情報格差が生じやすい。</li> </ul>
②自律的な組織運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティへの貢献等を重視した構成員（スキル提供者、資金提供者、ファン等）への新たな利益還元の仕組みの創出やインセンティブ設計が可能となる。</li> <li>匿名での参加も可能。国境にとらわれず世界中から構成員を集めることが容易。</li> <li>プロジェクトベースでの新たな資金調達手段となりうる。</li> <li>個人が有するスキル活用の場の新規創出が可能となりうる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（通常、プロジェクト・組織理念への共感とその収益拡大を除けば、構成員間の共通項が乏しいため）構成員間での意見衝突が生じやすい。</li> <li>トークンの流通性が確保されているため、構成員も流動的。</li> <li>必要となるリテラシーも個々の構成員に依存する傾向にある。</li> <li>コミュニティによる決定が組織に有益とはならない可能性がある。</li> </ul>
③スマートコントラクトの実装	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロックチェーン技術によって組織運営の公正性・透明性が確保できる。</li> <li>スマートコントラクトに設定された契約の実行が迅速に行われる。</li> <li>NFT・メタバースとの連動が可能かつ容易。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複雑なオペレーションに向かない<sup>3</sup>。</li> <li>DAOの実装補助ツールの未確立。</li> <li>バグを理由としたハッキング等による資金流出の可能性がある。</li> </ul>

このように、DAOはブロックチェーン技術及びスマートコントラクトに基づく透明性や公正性に由来する、従来の会社形態の組織にはない多数のメリットがあります。また、株式会社では、事業が上手くいったときの利益の還元は、株式やストックオプションを保有している大株主や創業者等の一部のコアメンバーに対してなされるのに対し、DAOでは、プロジェクトに対してスキルを提供した者（技術者やクリエイター）や労働力・資金を提供した者だけでなく、商品・サービスを消費等することでプロジェクトに貢献する者（利用者やファン）も含めた構成員（ガバナンストークン保有者）に対しても、コミュニティへの貢献等を重視した形で利益還元する仕組みを創出することが可能であるため、より多くのステークホルダーのコミットメントを得られる可能性があります。

その一方で、コミュニティの開放性・匿名性のために、構成員間の利益衝突、コミュニティの決定の合理性の担保、自由に退出できる構成員に対しどのように組織へのコミットメントを求めるのかといった、コミュニティマネジメントに関する問題が発生することが予想され、これらをどのようにルール化するか（特に、インセンティブ設計と意思決定プロセスの設計）が重要になるといえます。もっとも、DAOの浸透や事例の集積によりモデルルールが生成されていけば、今後、解決可能な問題ともいえそうです。

<sup>2</sup> DAOは中央集権的な管理機構が存在しない、つまりDAOのコミュニティ全体（＝プリンシパル）の代わりに決定をすることができる業務執行人（＝エージェント）が存在せず、（ガバナンストークン保有者である）構成員の投票によって意思決定がなされ、これに基づいて運営がされます。したがって、構成員がコミュニティ全体の利益に反する行動をしようとしても他の構成員を説得することができず、コミュニティ全体の利益に反する行動をすることができないと一般的にいられています。

<sup>3</sup> スマートコントラクトのコードは、一度展開されると変更することが困難であることもあり、複雑なオペレーションには不向きであると一般的にいられています。

### 3. DAO を巡る近時の世界的な動向

#### (1) 近時の世界的な動向の概要

次に、DAO については、近年、世界各国で議論が活発化していることから、その動向について概観します。

2013 年頃	イーサリアムにおける DAO プロジェクトの発足。
2016 年 6 月	The DAO 事件 <sup>4</sup> の発生。
2018 年 5 月	米国バーモント州 ブロックチェーン基盤の有限責任会社 (BLLC) を可能とする法律が成立。
2019 年 5 月	米国バーモント州 分散型自律組織型のブロックチェーン開発者組合「ドーク (dOrg)」が、同州法に基づき有限責任会社 (BLLLC) を米国で初めて設立。
2019 年中旬	米国デラウェア州 (DAO としての多くの特徴を有する) The LAO (Limited Liability Autonomous Organization) が有限責任会社 (LLC) として設立。
2021 年 6 月 19 日	COALA (COALITION OF AUTOMATED LEGAL APPLICATIONS) が The DAO Model Law を公表。〔後記(2)参照〕
2021 年 7 月 1 日	米国ワイオミング州において、DAO 法が施行。American CryptoFed DAO が DAO 法の適用第 1 号となる。
2021 年 10 月	オーストラリア 豪州議会上院が DAO の法的位置付けを明確化することを含む最終報告書を公表 <sup>5</sup> 。
2021 年 11 月	“A Legal Framework for Decentralized Autonomous Organizations”と題するホワイトペーパーの公表。〔後記(3)参照〕

#### (2) The DAO Model Law (COALA)<sup>6</sup>の概要

このモデルローは、ブロックチェーンに関する国際的な専門家コミュニティである COALA (COALITION OF AUTOMATED LEGAL APPLICATIONS) が 2021 年 6 月 19 日に公表したもので、登録型 DAO と未登録型 DAO (それぞれ「Wrapped (ラップド) DAO」、「Unwrapped (アンラップド) DAO」と呼ばれることが多い) の 2 種類の DAO のうち、特に未登録型 DAO を巡る法的不確実性を解決するための道筋を提示しています。

モデルローの内容を具体的に見てみると、まず、DAO が法人格を取得するための要件として 11 の項目を満たすことを求めています (4 条 1 項)。主として、組織としての公正性・透明性確保のための項目、第三者との紛争解決のための項目が要件として挙げられています。ここで定められた 11 の項目は、DAO との関係で特別重い負担を課すような内容ではないと思われ、日本において DAO に法人格を認める法制度を検討するに当たっても、十分参考になるものと考えられます。

そして、上述した要件を満たした場合、DAO は、自動的に (登録手続を経ずに) 法人格を取得することになります。DAO には法的な代表者を設置することが要求されます (14 条) が、法人としての DAO はパススルーエンティティとして扱われ、課税は発生しない (構成員に対し課税される) こととなります (20 条)。DAO の構成員は、株主のように、原則として有限責任を負うに留まります (5 条)。また、トークンによってガバナンスへの参加の可否が区別される可能性があります (7 条) が、DAO の構成員は、このモデルローにおいては、他の構成員及び第三者に対し、(DAO 内での役職等にかかわらず) 原則として善管注意義務を負わないこととされています (15 条)。

<sup>4</sup> イーサリアム上の分散型投資ファンドである「The DAO」で、資金移動システムの脆弱性をついたハッキングが発生し、大量のイーサリアムが不正流出した事件。

<sup>5</sup> [https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/reportsen/024747/toc\\_pdf/Finalreport.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/reportsen/024747/toc_pdf/Finalreport.pdf;fileType=application%2Fpdf)

<sup>6</sup> <https://www.lextechinstitute.ch/wp-content/uploads/2021/06/DAO-Model-Law.pdf>

その他、モデルローでは、ハードフォークが発生した場合の規律が別途設けられており（16条）、また、このモデルローと DAO の定款の適用によって解決しない場合には、一般的な企業組織法が適用されることとされています（19条）。

その他、このモデルローでは、DAO を名宛人とする強制力のある判決への構成員の対応、最低資本金要件を課さないこと等が規定されています。他方で、モデルロー内では上述した法人格取得のための 11 要件の遵守が継続されているかの監督については条文において規定しておらず、これらの点については更なる検討を要するものと考えられます。

### (3) ホワイトペーパー “A Legal Framework for Decentralized Autonomous Organizations”<sup>7</sup> の概要

このホワイトペーパーは、米国の著名なベンチャーキャピタルであるアンドリーセン・ホロウィッツのジェネラルカウンセルらが 2021 年 11 月に公表したもので、DAO という組織形態における税務報告及び契約の締結の困難や、DAO 参加者の潜在的な責任など、DAO が直面している主要な法的問題について米国法の観点から検討しています。そして、このホワイトペーパーは、これらの懸念について構成員に対して一定の保護を提供するために、DAO を法人として認識する新しい法律を策定することを解決策として示唆しています。一方で、ホワイトペーパーでは、立法により DAO を想定した新しい企業構造が導入される前に、米国法上の既存の法的枠組みである法人化されていない非営利団体（UNA）を活用することを提案しています。

## 4. DAO を巡る法的課題の分析・検討の視点

DAO を巡る法的課題の分析・検討の視点としては、現状では、次のような点をいかに取り扱うかを検討する必要がありますと考えられます。

分類	概要
(1) DAO の法的位置付け	<p>ア. 法人格が認められない場合の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約当事者・訴訟当事者になることができない</li> <li>・ 許認可の取得主体になることができない</li> <li>・ 法令遵守の主体になることができない</li> <li>・ 課税対象が不明確となる（法人課税か、構成員課税か）</li> </ul> <p>イ. 法人格を認める立法を行う場合の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いかなる要件を満たす DAO に対し法人格を認めるのか</li> </ul>
(2) 構成員の法的な権利義務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員は、DAO が第三者に対して負う債務に無限責任を負うのか</li> <li>・ 構成員が（DAO の運営者として）第三者に対して負う義務の具体的な内容は何か</li> <li>・ ハードフォークによって DAO によるアプローチが複数に分岐した場合における各構成員の負う責任の内容</li> </ul>
(3) 責任追及時の問題 ① 構成員 v. DAO、② 構成員 v. 構成員 ③ 構成員 v. 第三者、④ DAO v. 第三者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有責行為に及んだ構成員がいる場合、（構成員が匿名の下で運用される DAO において）同人をどのように特定するのか</li> <li>・ 準拠法をどのように選択・決定するのか</li> </ul>

上記の法的課題は、DAO 又はその構成員から見た課題と、それ以外の第三者から見た課題が含まれます。そして、上述した分析・検討の視点から導き出された法的課題については、今後、既存の法的枠組み（合同会社、有限責任事業組合、任意組合、権利能力なき社団、財団法人や匿名組合等）を用いることで明確化又は解決が可能な部分とそうでない部分を整理した上で、後者については立法による解決を模索する必要があると考えられます<sup>8</sup>。また、何も無いところから DAO を立ち上げ、DAO としてプロジェクトが完結する場合だけでなく、すでに既存の法

<sup>7</sup> <https://a16z.com/wp-content/uploads/2021/10/DAO-Legal-Framework-Jennings-Kerr10.19.21-Final.pdf>

<sup>8</sup> なお、民法 33 条により法人法定主義が採用されており、DAO という形態の法人を勝手に創設することはできません。

的枠組みで事業等を行っている事業体等が特定のプロジェクトとの関係でのみガバナンストークンを発行して DAO の仕組みを取り入れるような場合も考えられますが、後者の場合にどのような法的課題があるかについても検討する必要があるように思われます。

下記の表は、先ほど掲げたような組織ないし団体に関する既存の法的枠組みのいくつかについて、その主な特徴を DAO と比較したものです。以下では、この表を参照しつつ、DAO と既存の法的枠組みの関係性について概観します。

	合同会社	有限責任 事業組合 (LLP)	任意組合	権利能力なき社団	DAO (下線は課題)
法人格の有無	有	無 ただし LLP 契約の登記が可能	無	無	無 ( <u>法人格を持たせるべきか</u> )
所有と経営の関係	原則一致 <sup>9</sup>	完全に一致 (共同事業要件)	一致又は分離 <sup>10</sup>	—	原則一致
業務執行の決定 (原則)	原則、社員による 多数決	原則、総組合員の 全員一致 <sup>11</sup>	組合員による (頭数) 多数決	(内部規則に従い) 構成員による 多数決	ガバナンストークン 保有者による 多数決
対外的な 権利義務 関係	法人に帰属	原則、全組合員に 合有的に帰属	原則、全組合員に 合有的に帰属	構成員全員に 総有的に帰属	<u>コミュニティに 帰属させたい</u>
構成員と しての責 任	有限責任	有限責任	無限責任	責任無 総有財産のみ 責任財産	<u>有限責任に したい</u>
構成員と なるため の契約の 性格	会社と社員が 締結する出資契約等	組合員同士が 締結する LLP 契約	組合員同士が 締結する組合契約	— 契約による結合を 前提としない社団	— 契約による結合を 前提としない
持分の譲 渡・脱退	・持分の譲渡は、原則、 社員全員の同意が必要。ただし、定款による要件の過重・緩和が可能。	・地位(持分)の譲渡は、他の全組合員の同意があれば可能。 ・任意の脱退は、原則としてやむを得ない事由がある場合にのみ可能。	・地位(持分)の譲渡は、他の組合員全員の同意があれば可能。 ・任意の脱退は可能だが、総組合員の同意がなければ組合に不利な時期に脱退できない。	・構成員に持分が認められていない。 ・(加入及び)脱退は内部規則に定める要件を満たせば、比較的自由に認められる。	・ガバナンストークンの譲渡は自由。
組織の財 産の帰属	会社が所有	組合員全員が合有	組合員全員が合有	構成員全員が総有	<u>コミュニティに 所有させたい</u>
課税方法	法人課税	構成員課税	構成員課税	収益事業を実施する場合は法人課税	<u>構成員課税を 検討したい</u>

上記の表のように、我が国の組織ないし団体に関する既存の法的枠組みは、まず法人格が付与されるか否かにより大きく分けることができます。

<sup>9</sup> ただし、定款の定めにより、(非業務執行社員と区別された)業務執行社員のみが業務執行を行うこともできます。

<sup>10</sup> 一部の者に業務執行を委任することが認められており(民法 670 条 2 項)、実際にも、そうした例は多いとされています。

<sup>11</sup> ただし、LLP 契約により一定の範囲で要件緩和が可能です。

まず、法人格がある代表的な組織形態としては株式会社、合同会社等の持分会社、社団法人や財団法人などがあげられますが、DAO は上述のとおりエージェント（業務執行人）が存在しない組織形態であるため、既存の法人の中では、合同会社等の持分会社の性質に近いように思われます。また、DAO は、互いに見知らぬ者同士が事業活動をする組織であるため、持分会社の中でも、社員間の信頼関係を基盤とし社員の人的個性が重視される合名会社・合資会社よりも合同会社の方が、その性質は近いと考えられます。合同会社は持分の譲渡には原則として社員全員の同意が必要とされており、自由に参加・脱退が可能であることを特徴とする DAO には馴染まないようにもみえますが、定款自治が認められ自由度の高い設計ができますので、その意味では、DAO との相性はよさそうです。しかし、合同会社の設立のためには定款の絶対的記載事項として社員の氏名及び住所を記載する必要があるところ（会社法 576 条 1 項 4 号）、匿名性や構成員の流動性を特徴とする DAO ではこのような記載を行うことは現実的とは言えないため、現在の合同会社によって DAO を実現することは事実上困難と考えられます。加えて、法人格を有しながら法人税は課されないという考え方に消極的な我が国においては、DAO の構成員課税を現状の合同会社の枠組みの下で実現することは難しいと思われ、この点も立法府における議論が待たれます。

これに対し、法人格のない既存の組織形態としては、有限責任事業組合、任意組合及び権利能力なき社団等が考えられます。これらの組織形態を、組合か社団かという観点から分類するとすれば、構成員の個性・繋がりが重視され構成員が少ない組織形態を組合、構成員の個性・繋がりが希薄で構成員が多い組織形態を社団と分類するのが一般的です。有限責任事業組合と任意組合は、そのような組合的特徴を反映する形で、任意脱退が制限されていますが、これは構成員の流動性を特徴とする DAO には馴染まない考え方であると言えます。他方で、権利能力なき社団は、法人格はないものの、法人に類するものとして扱うという解釈が進んでおり、代表者が権利能力なき社団のために法律行為をすることが認められ（最判昭和 39 年 10 月 15 日民集 18 巻 8 号 1671 頁、最判昭和 48 年 10 月 9 日民集 27 巻 9 号 1129 頁）、社団の総有財産のみが責任財産になるとともに（前掲最判昭和 48 年 10 月 9 日）、民訴法 29 条や判例（最判平成 14 年 6 月 7 日民集 56 巻 5 号 899 頁）によって訴訟上の当事者能力が認められる場合があります<sup>12</sup>。加えて、社団の内部規則の定め方次第では参加・脱退も比較的自由となるため、DAO の性質とも整合的です。しかし、権利能力なき社団はその実体が法律上定められた存在ではなく法的安定性を欠いており、究極的には、権利能力なき社団であるかどうかは個別の事例ごとに裁判所の判断に委ねられます。そのため、例えば自分たちは権利能力なき社団であると思っけていても、その実体が任意組合であると判断されてしまうと、構成員は意図せずして重い無限責任を負うことになりかねません。その他、不動産登記について、社団名義ではなく代表者名義でしかできないため、代表者が不正をするリスクがあること、収益事業をする場合には法人税による課税がなされ、構成員課税を実現できないことといったデメリットがあるため、仮に大規模な組織・事業展開を見込む場合には、DAO を権利能力なき社団として運用することもまた難しいように思われます。

このように、DAO に対し既存の法的枠組みをそのままあてはめるには法律上又は事実上の困難が伴うため、法人格を認めるにしろ認めないにしろ、新たに立法又は法改正を通じて、立法府による解決を目指すのか（その際に、既存の法的枠組みに微修正を加えることで対応するのか、DAO のための全く新しい法的枠組みを創設するのか）、それとも既存の法的枠組みを維持しつつ解釈による解決を目指すのかを含め、今後の議論が必要な論点であると言えます。

## 5. おわりに

本ニュースレターでは、DAO の概要、DAO を巡る近時の世界的な動向、法的課題の分析・検討の視点について概観しました。

今後も、DAO に関する国内の議論のみならず、国際的なルール作りの動向にも注目する必要があります。本ニュースレターが、今後の更なる活用の期待される DAO の法的課題の分析・検討の一助となれば幸いです。

2022 年 4 月 25 日

<sup>12</sup> その他、選定当事者（民訴法 30 条）や任意的訴訟担当による訴訟追行も考えられます。

## [執筆者]

**殿村 桂司** (弁護士・パートナー)

keiji\_tonomura@noandt.com

TMT (Technology, Media and Telecoms) 分野を中心に、M&A・戦略的提携、ライセンス・共同開発その他の知財関連取引、テクノロジー関連法務、ベンチャー投資・スタートアップ法務、デジタルメディア・エンタテインメント、ゲーム、テレコム、宇宙、個人情報・データプロテクション、ガバナンスなど企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

Legal 500 Asia Pacific の部門別評価の TMT・Fintech の両分野において Next Generation Partners に選出 (2021-2022)。Best Lawyers による The Best Lawyers in Japan の Information Technology Law 分野 (2023)・Fintech Practice 分野 (2021-2023) において選出。

**近藤 正篤** (弁護士)

masahiro\_kondo@noandt.com

2011 年早稲田大学法学部卒業、2013 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2014 年弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所入所。2020 年 University of Leeds 卒業 (Intellectual Property Law LL.M.)。企業法務全般に従事するとともに、国内外における知的財産 (特許、商標、意匠、著作権、不正競争防止法 (商品等表示等)) に関する紛争 (仮処分、訴訟、審判等)、営業秘密の不正取得に関する紛争 (刑事告訴、証拠保全、訴訟等)、個人情報の不正流出に関する危機管理対応 (訴訟対応を含む)、知的財産権の侵害・有効性鑑定、ライセンス契約書の作成等について多くの経験を有し、中でも特に、企業の取り扱う重要情報の保護及び (デジタル、リアルを問わず) プロダクトデザイン保護の各分野について積極的に取り組んでいる。

**丸田 颯人** (弁護士・情報処理安全確保支援士)

hayato\_maruta@noandt.com

2019 年長島・大野・常松法律事務所入所。情報漏えい、製品不正やパワハラに関する調査等、広く危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等に関する案件を主に取り扱っている。その他、テクノロジー関連法務やコーポレートを中心に広く企業法務一般に携わっている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

## [編集者]

**藤原 総一郎**（弁護士・パートナー）

s\_fujiwara@noandt.com

企業買収（M&A）取引を中心に、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。また、インターネット/IT 関連取引を得意としており、いわゆる Fintech やシェアリング・エコノミー等のテクノロジー関連のアドバイスの経験も豊富である。

**殿村 桂司**（弁護士・パートナー）

keiji\_tonomura@noandt.com

企業買収（M&A）取引・知財関連取引を中心に企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT 業界の案件にも幅広い経験を有しているほか、シェアリング・エコノミー、Fintech、IoT、AI などテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件も数多く取り扱っている。

## 長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Technology Law Update ～テクノロジー法ニュースレター～の配信登録を希望される場合には、  
<[https://www.noandt.com/newsletters/nl\\_technology/](https://www.noandt.com/newsletters/nl_technology/)>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[newsletter-technology@noandt.com](mailto:newsletter-technology@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。